

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑紫野市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書では以下の略称を使用しています。
「番号法」: 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成25年法律第27号)

評価実施機関名

福岡県 筑紫野市長

公表日

令和4年2月10日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第1の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(別表第2の27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)」が含まれる項(別表第2の、1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	筑紫野市 市民生活部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	1. 市内に住所を有する個人 2. 市内に事業所もしくは家屋敷を有する個人 3. 筑紫野市に納税義務を有する個人が扶養している者
その必要性	・複数の課税資料の名寄せ作業の正確性を担保 ・扶養対象者や生活保護受給者にかかる情報を税情報に突合することにより公平な課税を実現 ・減免申請等にかかる手続きの簡略化の実現
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ◎識別情報 課税対象者を特定するために記録 ◎連絡先等情報 課税権を判断するために記録 納税通知を送達するために記録 複数の課税資料の名寄せ作業のために記録 ◎業務関係情報 ・国税関係情報 対象者の所得税にかかる情報に基づき、個人住民税の賦課決定を行うために記録 ・地方税関係情報 賦課決定後に納税通知を送達するために記録 税務証明を発行するために記録 ・生活保護関係情報 生活保護受給者にかかる情報を基に個人住民税の非課税もしくは減免を決定する ・年金関係情報 対象者の年金所得にかかる情報に基づき、年金特別徴収期割税額を年金保険者に通知するために記録 年金特別徴収期割税額に過誤納が生じた際に還付充当を行うために記録
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	筑紫野市 市民生活部 税務課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、生活福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金保険者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県、市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者) <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	申告受付、課税資料の名寄せおよび合算作業、納税通知書の送付								
④使用の主体	使用部署	筑紫野市 市民生活部 税務課							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1. 申告受付 住民税申告の受付時に対象者を特定する 確定申告の受付時に対象者を特定し、申告データを国税庁に送信する 2. 個人住民税の賦課決定 複数の課税資料の名寄せ、合算作業を行う 住民票情報から対象者の住所を確認し、納税通知を送達する 3. 減免審査 個人住民税の減免審査を行う際に、減免基準に該当するかを確認するために情報提供ネットワークを通じて照会する 4. 扶養是正調査 扶養対象者が所得要件を満たしているか確認するために情報提供ネットワークを通じて照会する 5. 年金保険者に対するデータの送受信 年金特別徴収期割税額の変更、年金特別徴収の中止の際に年金保険者と情報連携を行う								
	情報の突合	1. 申告等情報と生活保護受給者情報を突合し、対象者の課税・非課税を決定する 2. 申告等情報と住民票情報を突合し、課税権の有無を確認する 3. 申告等情報と地方税関係情報を突合し、減免審査や扶養是正調査を行う							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	個人住民税システムの運用保守	
①委託内容	個人住民税システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	行政システム九州 株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	申告情報のパンチ入力業務	
①委託内容	給与支払報告書、住民税申告書、確定申告書のパンチ入力	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 BCC	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	納税通知書の封入、封緘	
①委託内容	納税通知書の封入、封緘	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 コーユービジネス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (59) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号 別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2
②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第2に定める各事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2～5	
提供先2	年金保険者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金支給の際、年金保険者が納税者から個人住民税を特別徴収する
③提供する情報	特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金特別徴収対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (eLTAX(地方税ポータルシステム))
⑦時期・頻度	個人住民税の当初課税時および個人住民税の課税標準等を更正する都度

提供先3	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	扶養是正調査、所得是正調査
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (e-Tax(国税連携システム))
⑦時期・頻度	個人住民税の当初課税時および個人住民税の課税標準等を更正する都度
提供先4	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	扶養是正調査、所得是正調査
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (都道府県職員による筑紫野市課税台帳の閲覧)
⑦時期・頻度	照会がある都度

移転先1	番号法第9条第1項 別表第1に定める事務実施所管課(別紙2参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1
②移転先における用途	番号法第9条第1項 別表第1に定める各事務
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="radio"/>] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	個人住民税の当初課税時および個人住民税の課税標準等を更正する都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	・データ セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ・紙媒体 施錠できる書庫に保管する。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税情報ファイル(1/8)

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
1	利用団体コード	61	分離譲渡長期特定控除	121	生活保護区分
2	賦課年度	62	分離譲渡長期居住所得	122	生活保護開始
3	住民コード	63	分離譲渡長期居住控除	123	生活保護終了
4	履歴番号	64	株式譲渡所得(非公開)	124	拡張一扶養1
5	資料区分	65	株式譲渡所得(上場分)	125	特徴開始月
6	資料番号(冊番号)	66	株式譲渡控除	126	特徴終了月
7	資料番号(番号)	67	商品先物取引	127	普徴開始期
8	資料番号(枝番)	68	山林所得	128	普徴終了期
9	無効区分	69	山林控除	129	年金特徴開始月
10	世帯コード	70	退職所得(所得税)	130	年金特徴終了月
11	台帳番号	71	退職所得	131	特徴仮算フラグ
12	事業所コード	72	変動所得前2年分	132	年金保険者用整理番号1
13	整理番号	73	変動所得当年分	133	特別徴収義務者コード
14	受給者番号	74	臨時所得	134	年金コード
15	国税通知書番号	75	繰越控除純損失総所得	135	通知コード
16	異動年月日	76	繰越控除純損失超短期	136	処理結果
17	処理区分	77	繰越控除純損失土地	137	非課税所得区分
18	更正理由区分	78	繰越控除純損失短期	138	減免区分
19	課税区分	79	繰越控除純損失長期	139	均等割区分
20	営業所得等	80	繰越控除純損失長期居住	140	課非区分
21	農業所得	81	繰越控除純損失株式譲渡	141	通知書発行区分
22	その他事業所得	82	繰越控除純損失先物取引	142	通知書発行日
23	漁業所得(内数)	83	繰越控除純損失山林	143	法定納期限等
24	不動産所得	84	繰越控除雑損失	144	他給与区分
25	利子(所得税)	85	肉用牛免税所得	145	給報乙欄
26	利子所得	86	肉用牛免税以外	146	給報就退職区分
27	配当(所得税)	87	肉用牛売却価格	147	給報就退職年月日
28	配当所得(控除あり)	88	非課税所得	148	損害保険区分
29	配当所得(控除なし)	89	配当割控除額	149	損害保険料
30	特定配当(内数)	90	株式譲渡割控除額	150	長期損害保険料
31	一般外貨(内数)	91	拡張一所得1	151	分離短期一般特例条文
32	外貨以外(内数)	92	雑損控除	152	分離短期特定特例条文
33	給与収入	93	医療費控除	153	分離長期一般特例条文
34	専従者給与収入(内数)	94	社会保険控除	154	分離長期優良特例条文
35	前職分給与収入(内数)	95	小規模共済	155	分離長期特定特例条文
36	給与特定支出控除	96	生命保険区分	156	分離長期居住特例条文
37	給与所得	97	生命保険料	157	拡張一特例条文
38	給与収入(一部特徴)	98	個人年金	158	配偶者特別控除
39	給与所得(一部特徴)	99	本人専従者	159	生命保険控除
40	年金区分	100	青白区分	160	個人年金控除
41	年金収入	101	専従配偶者	161	基礎控除
42	年金所得	102	専従者その他	162	老年者控除
43	雑所得(その他)	103	金額(専給控除)	163	寡婦・寡夫・特寡控除
44	総合譲渡短期所得	104	本人障害者	164	勤労学生控除
45	総合譲渡短期控除	105	本人夫有り・未成年	165	本人障害控除
46	総合譲渡長期所得	106	本人老年者	166	本人特別障害控除
47	総合譲渡長期控除	107	本人寡婦・寡夫・特寡	167	配偶者一般控除
48	総合譲渡一時所得	108	本人勤労学生	168	配偶者老人控除
49	総合譲渡一時控除	109	配偶者控除区分	169	配偶者特別障害控除
50	土地等事業雑	110	配特控除区分	170	扶養一般控除
51	超短期所得	111	配偶者所得	171	扶養老人控除
52	分離譲渡短期一般所得	112	扶養その他	172	扶養同居老人控除
53	分離譲渡短期一般控除	113	扶養特定	173	扶養障害控除
54	分離譲渡短期特定所得	114	扶養老人	174	扶養特別障害控除
55	分離譲渡短期特定控除	115	扶養同居老親	175	扶養同居特別障害控除
56	分離譲渡長期一般所得	116	扶養普通障害	176	扶養特定控除
57	分離譲渡長期一般控除	117	扶養特別障害	177	控除合計
58	分離譲渡長期優良所得	118	扶養同居特別障害	178	寄付金控除額
59	分離譲渡長期優良控除	119	扶養人数年少	179	扶養加算金
60	分離譲渡長期特定所得	120	平均課税計算区分	180	損害保険控除額

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税情報ファイル(2/8)

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
181	寄付金控除(所得税)	241	拡張一県所得割1	301	併徴年特県所得割
182	控除額合計(所得税)	242	合計所得金額	302	併徴年特市均等割
183	住宅取得控除	243	総所得金額等	303	併徴年特県均等割
184	外国税額控除(所得税)	244	総所得金額	304	併徴年特合計
185	減免(所得税)	245	算出調定市町所得割	305	併徴年特配株充当合計
186	政党等寄付金	246	算出調定県所得割	306	市町過年度増分所得割
187	配当控除(所得税)	247	特別所得市町所得割	307	県過年度増分所得割
188	電子証明書等特別控除(所得税)	248	特別所得県所得割	308	市町過年度増分均等割
189	所得税の課税所得金額	249	税控除市町所得割	309	県過年度増分均等割
190	寄附金額1	250	税控除県所得割	310	強制変更フラグ
191	所得税額(税額控除前)	251	外国税控除市町所得割	311	所得税金額控除前
192	所得税額(定率減税前)	252	外国税控除県所得割	312	拡張一金額1
193	所得税額(定率減税後)	253	寄附金基本控除額市町村	313	拡張一コード1
194	源泉税額	254	寄附金基本控除額県	314	普徴1期
195	外国税額限度額	255	寄附金特例控除額市町村	315	特徴1月
196	拡張一所得控除1	256	寄附金特例控除額県	316	特徴事業所コード1月
197	総所得課税標準	257	寄附金控除額市町村	317	年金特徴10月
198	総所得市町所得割	258	寄附金控除額県	318	普徴1期充当額
199	総所得県所得割	259	算出合計税市町均等割	319	特徴1月充当額
200	土地課税標準	260	算出合計税県均等割	320	年金特徴10月充当額
201	土地市町所得割	261	算出合計税市町所得割	321	オプション1
202	土地県所得割	262	算出合計税県所得割	322	合併前利用団体コード
203	超短期課税標準	263	税額調整市町所得割	323	月割税額1月
204	超短期市町所得割	264	税額調整県所得割	324	合計税額
205	超短期県所得割	265	市町所得割減額1	325	処理日
206	短期一般課税標準	266	県所得割減額1	326	異動前月割税額1月
207	短期一般市町所得割	267	市町税額減額1	327	異動前合計税額
208	短期一般県所得割	268	県税額減額1	328	異動前処理日
209	短期特定課税標準	269	市町配当割控除額	329	異動前事業所コード
210	短期特定市町所得割	270	県配当割控除額	330	イメージ番号
211	短期特定県所得割	271	未控除分配当割控除額市	331	付設区分
212	長期一般課税標準	272	未控除分配当割控除額県	332	パンチカナ氏名
213	長期一般市町所得割	273	未控除分配当割控除額	333	パンチ生年月日元号
214	長期一般県所得割	274	市町株式譲渡割控除額	334	パンチ生年月日
215	長期優良課税標準	275	県株式譲渡割控除額	335	パンチ性別
216	長期優良市町所得割	276	未控除分株式譲渡割控除額市	336	パンチ給与所得
217	長期優良県所得割	277	未控除分株式譲渡割控除額県	337	パンチ配偶者特別控除額
218	長期特定課税標準	278	未控除分株式譲渡割控除額	338	パンチ控除額合計(所得税)
219	長期特定市町所得割	279	配株不足額市税	339	パンチ年金収入1
220	長期特定県所得割	280	配株不足額県税	340	パンチ源泉税額1
221	長期居住課税標準	281	配株不足額合計	341	給報摘要欄
222	長期居住市町所得割	282	配株充当額合計	342	金額1
223	長期居住県所得割	283	配株還付額合計	343	コード1
224	株式譲渡(非公開)課税標準	284	市町差引前所得割	344	被扶養者住民コード
225	株式譲渡(非公開)市町所得割	285	県差引前所得割	345	否認区分
226	株式譲渡(非公開)県所得割	286	市町差引均等割	346	氏名
227	株式譲渡(上場分)課税標準	287	県差引均等割	347	生年月日元号
228	株式譲渡(上場分)市町所得割	288	市町差引所得割	348	生年月日
229	株式譲渡(上場分)県所得割	289	県差引所得割	349	年齢
230	商品先物取引課税標準	290	年税額	350	性別
231	商品先物取引市町所得割	291	端数市町	351	続柄
232	商品先物取引県所得割	292	端数県	352	扶養控除区分
233	山林課税標準	293	併徴市町所得割	353	障害者区分
234	山林市町所得割	294	併徴県所得割	354	専従者区分
235	山林県所得割	295	併徴市町均等割	355	専従給与収入額
236	退職課税標準	296	併徴県均等割	356	家屋敷区分
237	退職市町所得割	297	併徴合計	357	継続区分
238	退職県所得割	298	併徴課税標準	358	非課税事由
239	拡張一課税標準1	299	併徴配株充当合計	359	返信区分
240	拡張一市町所得割1	300	併徴年特市所得割	360	世帯主コード

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税情報ファイル (3/8)

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
361	カナ氏名	421	作成日	481	オプション項目
362	住所	422	シフトコード1	482	事業所コード
363	方書	423	住所カナ	483	徴収区分
364	賦課地	424	各種区分	484	資格区分
365	住民区分	425	処理結果	485	294条区分
366	住民増減異動日	426	各種年月日	486	311条区分
367	住民となった異動日	427	停止年月	487	平均課税区分
368	調査1	428	年金保険者用整理番号2	488	4表区分
369	申告調査区分	429	特別徴収区分	489	5表区分
370	申告書出力区分	430	オプション区分	490	21表区分
371	証明発行区分	431	媒体コード	491	22表区分
372	別世帯区分	432	回付先区分	492	30表区分
373	郵便番号	433	オプション年月	493	31表区分
374	自治会コード	434	進捗区分	494	合計所得金額
375	メモコード	435	オプション番号1	495	総所得金額等
376	メモ内容	436	オプション日付1	496	総所得金額
377	提出年月日	437	オプション予備1	497	階層市01
378	事業所区分	438	証券	498	階層県01
379	総人員	439	みなし法人農業所得	499	高齢者経過フラグ
380	在職人員	440	みなし法人不動産所得	500	退職所得
381	退職人員	441	みなし法人其他事業所得	501	土地等事業雑
382	その他人員	442	みなし法人医者報酬	502	超短期
383	計人員	443	みなし法人事業主報酬	503	分離譲渡長期一般所得
384	特徴人員	444	みなし法人過大報酬	504	分離譲渡長期優良所得
385	普徴人員	445	みなし法人損失	505	分離譲渡長期特定所得
386	総括表発送区分	446	みなし法人非課税所得	506	分離譲渡長期居住所得
387	納付書発行区分	447	資産合算区分	507	分離譲渡短期特定所得
388	事由区分	448	資産合算主区分	508	専従者給与収入(内数)
389	理由区分	449	専従者事業区分	509	給与特定支出控除
390	事由内容	450	外国税額限度額	510	給与所得
391	理由内容	451	配偶者給与所得	511	年金控除
392	エラー番号	452	課税資料区分	512	年金所得
393	第294条3項該当区分	453	資産合算計算区分	513	配当所得
394	備考	454	みなし法人計算区分	514	利子所得
395	通知先アドレス	455	税額決定区分	515	商品先物取引
396	種別	456	第30表集計区分	516	株式譲渡所得(上場分)
397	連番	457	上場株式等(配当)課税標準	517	上場株式等の配当所得
398	国税連携フラグ	458	上場株式等(配当)市町村所得割	518	雑損控除
399	状態区分	459	上場株式等(配当)県所得割	519	医療費控除
400	修正回数	460	みなし法人課税標準	520	社会保険控除
401	通知年月日	461	みなし法人市町所得割	521	小規模共済
402	団体間回送発行番号	462	みなし法人県所得割	522	生命保険料
403	年分	463	資産合算個人市町所得割	523	個人年金
404	回送先団体コード	464	資産合算個人県所得割	524	損害保険料
405	回送先政令指定都市区コード	465	減免オプション1	525	長期損害保険料
406	回送先区・事務所コード	466	配当割控除	526	本人特別障害控除
407	回送先市(区町村)長	467	市町配当割控除額	527	寡婦控除
408	回送元団体コード	468	県配当割控除額	528	特別寡婦控除
409	回送元市(区町村)長又は都道府県知事	469	未控除分配当割控除額	529	寡夫控除
410	連絡先組織名	470	株式譲渡割控除	530	配偶者特別控除(有)
411	連絡先電話番号	471	市町株式譲渡割控除額	531	配偶者特別控除(無)
412	電話番号	472	県株式譲渡割控除額	532	扶養一般控除
413	合計寄附金額	473	未控除分株式譲渡控除額	533	扶養特定控除
414	取込日	474	繰越控除純損失株式譲渡	534	扶養老人控除
415	合算反映済み区分	475	繰越控除純損失上場配当	535	扶養同居老人控除
416	バッチ履歴番号	476	繰越控除純損失長期居住	536	扶養加算金
417	レコード区分	477	繰越控除純損失先物取引	537	配偶者控除区分
418	都道府県コード	478	市町村差引前所得割	538	配特控除区分
419	市町村コード	479	県差引前所得割	539	扶養その他
420	特別徴収制度コード	480	オプション金額1	540	扶養特定

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税情報ファイル(4/8)

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
541	扶養老人	601	文書番号	661	拡張一金額1
542	扶養同居老親	602	送信先市(区町村)長	662	パンチ資料番号(冊番号)
543	扶養普通障害	603	発出者	663	パンチ資料番号(番号)
544	扶養特別障害	604	送信元市(区町村)	664	パンチ資料番号(枝番)
545	扶養同居特別障害	605	課税年1月1日住所	665	複数帳票フラグ
546	扶養人数計	606	課税年1月1日住所市区町村コード	666	ファイル種別
547	扶養加算数	607	課税年1月1日住基地住所	667	送信先地方自治体コード
548	本人その他障害者	608	課税年1月1日住基地住所市区町村コード	668	送信先判別コード
549	本人特別障害者	609	普通徴収区分	669	納税地住所コード
550	本人老年者	610	部局課	670	賦課期日地方自治体コード
551	総所得課税標準	611	担当者	671	申告区分
552	総所得市町所得割	612	電話番号	672	確定申告書区分
553	総所得県所得割	613	受理区分	673	課税異動事由コード
554	長期特定課税標準	614	普徴合計	674	取込区分
555	長期特定市町所得割	615	市均等割普徴1期	675	異動年月日
556	長期特定県所得割	616	市均等割普徴合計	676	局署番号
557	短期特定課税標準	617	県均等割普徴1期	677	受信整理番号
558	短期特定市町所得割	618	県均等割普徴合計	678	バッチ番号
559	短期特定県所得割	619	市所得割普徴1期	679	受付番号
560	算出合計市町所得割	620	市所得割普徴合計	680	連絡データ作成年月日
561	算出合計県所得割	621	県所得割普徴1期	681	団体確認用フラグ
562	算出合計市町均等割	622	県所得割普徴合計	682	団体任意キー1
563	算出合計県均等割	623	市均等割特徴10月	683	税務署コード
564	外国税控除市町所得割	624	市均等割特徴合計	684	税務署名
565	外国税控除県所得割	625	県均等割特徴1月	685	利用者識別番号
566	市町税額減額	626	県均等割特徴合計	686	屋号
567	県税額減額	627	市所得割特徴1月	687	世帯主氏名
568	市町所得割減額	628	市所得割特徴合計	688	世帯主との続柄
569	県所得割減額	629	県所得割特徴1月	689	帳票ID
570	市町差引所得割	630	県所得割特徴合計	690	賦課期日住所
571	県差引所得割	631	年金仮徴収合計	691	資料種別
572	特別減税市町	632	年金本徴収合計	692	個人特定処理区分
573	特別減税県	633	年金特徴合計	693	回送区分
574	特別減税後市町所得割	634	市均等割年特10月	694	入力進捗区分
575	特別減税後県所得割	635	市均等割仮徴合計	695	エラー区分
576	併徴市町所得割	636	市均等割本徴合計	696	資料作成区分
577	併徴県所得割	637	市均等割年特合計	697	出力区分
578	併徴市町均等割	638	県均等割年特10月	698	補筆完了区分
579	併徴県均等割	639	県均等割仮徴合計	699	国税連携オプション1
580	老年経過措置控除市	640	県均等割本徴合計	700	申告会場区分
581	老年経過措置控除県	641	県均等割年特合計	701	身元確認
582	調整控除市	642	市所得割年特10月	702	番号確認
583	調整控除県	643	市所得割仮徴合計	703	本人確認更新判別コード
584	青白区分	644	市所得割本徴合計	704	国税連携データ部
585	専従配偶者	645	市所得割年特合計	705	番号体系
586	専従者その他	646	県所得割年特10月	706	宛名番号
587	金額(専給控除)	647	県所得割仮徴合計	707	統合宛名番号
588	みなし事業主報酬	648	県所得割本徴合計	708	基幹系登録区分
589	みなし事業主報酬控除	649	県所得割年特合計	709	特定個人情報名コード
590	みなし事業主報酬所得	650	年金普徴1期	710	データセット識別項目コード
591	みなし課税標準	651	年金普徴合計	711	データセットレコードのキー
592	みなし市町所得割	652	市均等割年普1期	712	版番号
593	みなし県所得割	653	市均等割年普合計	713	親データセットレコードのキー
594	みなし過大課税標準	654	県均等割年普1期	714	確定時点
595	みなし過大市町所得割	655	県均等割年普合計	715	修正日時
596	みなし過大県所得割	656	市所得割年普1期	716	公開開始日
597	業務コード	657	市所得割年普合計	717	公開終了日
598	開示区分	658	県所得割年普1期	718	行政区コード
599	本人区分	659	県所得割年普合計	719	情報提供者部署コード
600	優先区分	660	拡張一コード1	720	情報提供者ユーザID

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税情報ファイル (5/8)

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
721	実データ部	781	納期限日	841	
722	個人番号未付番区分	782	普徴納付済期区分	842	
723	受付番号	783	普徴納付済額	843	
724	XML連番	784	納税通知書番号	844	
725	様式ID	785	口座振替該当有無	845	
726	手続ID	786	納付所の送付	846	
727	データ処理区分	787	納税者ID	847	
728	削除フラグ	788		848	
729	事業者名(カナ)	789		849	
730	事業者名	790		850	
731	申告の種類	791		851	
732	あて先	792		852	
733	提出年月日	793		853	
734	特徴義務者名称	794		854	
735	特徴義務者郵便番号	795		855	
736	特徴義務者所在地	796		856	
737	特徴義務者指定番号	797		857	
738	連絡先課	798		858	
739	連絡先係	799		859	
740	連絡先氏名	800		860	
741	連絡先電話番号	801		861	
742	特徴利用者ID	802		862	
743	受給者番号	803		863	
744	個人番号	804		864	
745	氏名	805		865	
746	氏名(フリガナ)	806		866	
747	生年月日	807		867	
748	郵便番号	808		868	
749	住所	809		869	
750	勤務先名称	810		870	
751	勤務先郵便番号	811		871	
752	勤務先所在地	812		872	
753	勤務先電話番号	813		873	
754	年税額	814		874	
755	徴収済[自]年	815		875	
756	徴収済[自]月	816		876	
757	徴収済[至]年	817		877	
758	徴収済[至]月	818		878	
759	徴収済額	819		879	
760	未徴収税額	820		880	
761	異動年月日. 年	821		881	
762	異動年月日. 月	822		882	
763	異動年月日. 日	823		883	
764	異動の事由	824		884	
765	未徴収税額徴収区分	825		885	
766	普通徴収理由区分	826		886	
767	給与支払額	827		887	
768	控除社会保険料額	828		888	
769	一括徴収理由区分	829		889	
770	理由1年	830		890	
771	理由1月	831		891	
772	理由1日	832		892	
773	理由2年	833		893	
774	徴収予定月1	834		894	
775	徴収予定日1	835		895	
776	徴収予定額1	836		896	
777	徴収予定額合計	837		897	
778	市町村記入欄	838		898	
779	普徴済期	839		899	
780	納期限月	840		900	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税情報ファイル (6/8)

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
1	利用団体コード	61	自治会コード	121	送付先方書
2	住民コード	62	災害避難場所コード	122	送付先カナ氏名
3	異動SEQ	63	転入前市町村コード	123	送付先氏名
4	停止フラグ	64	転入前住所郵便番号	124	管理人区分
5	住民票コード	65	転入前住所	125	管理人住民コード
6	異動業務区分	66	転入前方書	126	脱退事由コード
7	異動事由コード	67	通称現住所コード	127	納付組合コード
8	異動日	68	通称本番	128	基本情報異動SEQ
9	届出日	69	通称枝番	129	地図区分
10	一全区分	70	通称小枝番	130	場所区分
11	住民区分	71	通称小小枝番	131	地図コード1
12	住民区分2	72	通称住所	132	メモ
13	産業分類コード	73	通称方書	133	更新日
14	増事由コード	74	管理コード	134	登録日
15	住民増異動日	75	新住民コード	135	送達区分
16	住民増届出日	76	転出先コード	136	宛先
17	減事由コード	77	合併前市町村コード	137	送信拒否開始時間
18	住民減異動日	78	住民票異動SEQ	138	送信拒否終了時間
19	住民減届出日	79	オプション1	139	外国人登録番号
20	住民となった異動日	80	世帯オプション1	140	公称カナ
21	住民となった届出日	81	更新職員番号	141	公称名
22	帰化日	82	更新処理日	142	併記名
23	カナ氏名	83	更新処理時刻	143	国籍
24	氏名	84	管轄コード	144	在留資格
25	生年月日元号	85	連番	145	在留期間(から)
26	生年月日	86	電話区分	146	在留期間(まで)
27	死亡日元号	87	市外局番	147	項目名
28	死亡日	88	局番	148	項目値
29	性別	89	番号	149	N項目値
30	続柄	90	内線	150	関連人区分
31	混合続柄	91	備考	151	関連人住民コード
32	保護者コード	92	登録異動日	152	関連人郵便番号
33	保護者続柄	93	登録届出日	153	関連人住所
34	カナ屋号	94	抹消異動日	154	関連人方書
35	屋号	95	抹消届出日	155	関連人カナ氏名
36	世帯コード	96	筆頭者カナ	156	関連人氏名
37	代表者カナ	97	筆頭者名	157	関連人所属
38	代表者氏名	98	本籍地郵便番号	158	関連人肩書
39	混合世帯主カナ	99	本籍地コード	159	Eメールアドレス
40	混合世帯主名	100	本籍地	160	通称区分
41	世帯内ソートキー	101	被保佐人区分	161	氏名連動区分
42	混合世帯内ソートキー	102	成人被後見人区分	162	併記名
43	住定日	103	破産人区分	163	外国人住民となった異動日
44	住定届出日	104	科目コード	164	外国人住民となった届出日
45	郵便番号	105	科目枝番	165	30条45規定区分
46	住所区分	106	納付番号	166	在留期間等
47	市町村コード	107	有効期間から	167	在留カード等の番号
48	大字コード	108	有効期間まで	168	旧氏カナ
49	本番	109	閉鎖事由コード	169	旧氏
50	枝番	110	納付方法コード	170	発送番号
51	小枝番	111	金融機関コード	171	発送日
52	小小枝番	112	支店名コード	172	送付形態区分
53	マンションコード	113	預金種別コード	173	送付先区分
54	棟コード	114	口座番号	174	宛先住民コード
55	部屋コード	115	名義人(カナ)	175	宛先履歴番号
56	住所	116	名義人住民コード	176	送付先科目コード
57	方書	117	帳票区分	177	送付先納付番号
58	小学校区コード	118	送付先住民コード	178	送付先帳票区分
59	中学校区コード	119	送付先郵便番号	179	送付先履歴SEQ
60	投票区コード	120	送付先住所	180	納付番号

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税情報ファイル(7/8)

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
181	会計年度	241	情報照会状態	301	届出受付番号
182	調定年度	242	中間サーバー受付番号	302	手続ID
183	賦課年度	243	照会結果レコード識別番号	303	作成区分
184	事業年度	244	提供の求めの日時(日付)	304	入力区分
185	科目コード	245	提供の求めの日時(時刻)	305	利用者ID
186	調定区分	246	有効期間終了日	306	法人個人区分
187	期別	247	照会ステータス(明細単位)	307	法人格
188	申告区分	248	照会処理結果メッセージ(明細単位)	308	法人格名
189	申告SEQ	249	照会ステータス(特定個人情報名単位)	309	前後区分
190	義務者種別	250	照会処理結果メッセージ(特定個人情報名単位)	310	本店郵便番号
191	義務者SEQ	251	完了日時(日付)	311	本店住所コード
192	返送日	252	完了日時(時刻)	312	本店所在地
193	返送事由コード	253	取りやめ事由コード	313	本店方書
194	返送備考	254	不開示コード	314	本店電話番号1
195	結果(処分)区分	255	実データ部	315	本店電話番号2
196	処分日	256	課税マスタ登録済区分	316	本店FAX番号
197	再発送日	257	ケース番号	317	連絡先(e-Mail)
198	再発送番号	258	世帯類型	318	代表者資格
199	調査日	259	開始年月日	319	代表者資格名
200	調査枝番	260	廃止年月日	320	代表者名(フリガナ)
201	調査コード1	261	停止年月日	321	代表者名
202	調査内容	262	解除年月日	322	代表者郵便番号
203	調査員	263	生活扶助	323	代表者住所コード
204	調査所管	264	教育扶助	324	代表者住所
205	他市照会	265	住宅扶助	325	代表者方書
206	代表住民コード	266	医療扶助	326	代表者電話番号
207	同一人物住民コード	267	介護扶助	327	代表者FAX番号
208	名寄区分	268	出産扶助	328	本支店区分
209	事由	269	生業扶助	329	事業所名(フリガナ)
210	個人番号	270	葬祭扶助	330	事業所名
211	法人番号	271	予備フラグ1	331	法人番号
212	発生日	272	特記事項	332	商号又は名称
213	受付番号	273	終了年月日01	333	国内所在地
214	連携状況	274	予備開始年月日01	334	新規設立法人フラグ
215	業務コード	275	予備終了年月日01	335	届出事由
216	テーブル名	276	予備	336	照会番号
217	送信日	277	障害者手帳番号	337	代理人属性
218	送信時刻	278	種類	338	代理人利用者ID
219	テーブルID	279	総合等級	339	代理人氏名
220	データキー	280	総合範囲	340	代理人電話番号
221	年度	281	喪失年月日	341	電子証明書チェック区分
222	番号体系	282	等級変更日	342	審査結果区分
223	宛名番号	283	等級1	343	審査日時
224	統合宛名番号	284	範囲1	344	職権訂正フラグ
225	照会依頼日時(日付)	285	療育手帳番号	345	職権訂正日時
226	照会依頼日時(時刻)	286	程度	346	基幹連携フラグ
227	情報照会者部署コード	287	知能指数	347	基幹連携連番
228	情報照会者ユーザID	288	交付年月日	348	最新連携日時
229	情報照会者機関コード	289	喪失年月日	349	受信日時
230	照会側不開示コード	290	前回判定日	350	受付日
231	事務コード	291	次回判定日	351	納税者管理番号
232	事務手続コード	292	原爆手帳番号	352	課税番号
233	情報照会者機関コード(委任元)	293	喪失年月日	353	補助番号
234	情報提供者機関コード(委任元)	294	区分01	354	取込日
235	情報提供者機関コード	295	区分02	355	廃止フラグ
236	特定個人情報名コード	296	納税者ID	356	受付番号
237	照会条件区分	297	税目区分	357	XML連番
238	照会年度区分	298	異動枝番	358	様式ID
239	照会開始日付	299	区・税事務所コード	359	状態管理区分
240	照会終了日付	300	届出受付日時	360	再連携区分

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税情報ファイル (8/8)

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
361	期別(至)	421		481	
362	申告日	422		482	
363	申告区分	423		483	
364	訂正受付番号	424		484	
365	初回受付番号	425		485	
366	重複申告チェック区分	426		486	
367	データチェック区分	427		487	
368	利用者情報チェック区分	428		488	
369	税目情報チェック区分	429		489	
370	重複状況区分	430		490	
371	訂正申告フラグ	431		491	
372	メモ状況フラグ	432		492	
373	メッセージ送信フラグ	433		493	
374	基幹連携連番	434		494	
375	初回連携日時	435		495	
376	管理番号	436		496	
377	課税番号	437		497	
378	担当者番号	438		498	
379	レイアウト識別	439		499	
380	申告書データ	440		500	
381	登録業務	441		501	
382	表示区分	442		502	
383	回覧レベル	443		503	
384	記録区分	444		504	
385	メモ要約	445		505	
386	登録時刻	446		506	
387	登録者所属	447		507	
388	登録職員名	448		508	
389	抹消理由	449		509	
390		450		510	
391		451		511	
392		452		512	
393		453		513	
394		454		514	
395		455		515	
396		456		516	
397		457		517	
398		458		518	
399		459		519	
400		460		520	
401		461		521	
402		462		522	
403		463		523	
404		464		524	
405		465		525	
406		466		526	
407		467		527	
408		468		528	
409		469		529	
410		470		530	
411		471		531	
412		472		532	
413		473		533	
414		474		534	
415		475		535	
416		476		536	
417		477		537	
418		478		538	
419		479		539	
420		480		540	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 申告受付時や税務証明書発行時には来庁者の本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 課税権のない資料が送付されてきた際はすみやかに課税権を有する自治体へ転送する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> 各端末からアクセスできる情報を制御するとともに、各職員が端末にログインするための操作者識別カード等に対してもアクセス権限を付与する。 操作者識別カード等と使用できる端末が一致しない限り、特定個人情報にアクセス出来ないよう、二重の情報漏洩防止策を講じている。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 宛名システム等における措置 宛名システムにおいては、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた番号利用事務以外で個人番号が取得されないような仕組みを構築する。また、番号利用事務以外の事務に使用するシステムにおいては個人番号を表示しない。 事務で使用するその他のシステムにおける措置 税務基幹システムと国税連携システム、電子申告システムは物理的に接続しない。権限を有する職員が目視で確認後にフラッシュメモリで情報連携を行う措置を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 操作者識別カード及びID/パスワードによる操作者認証を行う。 ユーザがシステム上利用可能な権限を操作者識別カード等により制限している。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く 本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする ・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる ・再委託の禁止 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・情報保護管理体制の確認
委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、筑紫野市セキュリティポリシー基準に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
- ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限
作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。
閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。
閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。
閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。
- ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録
契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び地方税法並びに個人情報保護条例並びに税務証明等取扱規程の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを整理し、担当職員間で共有している。	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 ・媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
リスク1：目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	基幹系端末の権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン、ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みを構築している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク接続に対してファイアウォール等でアクセス制限を行っている。 ・番号法によって認められている機関等、番号法によって認められている理由をシステムの又は職員による検査にて判断し提供している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏洩等のリスクを極小化する。 		

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・システムとしてデータを多重化している。 ・災害等の対策としてデータのバックアップを専用の施設に保管委託している。 	
8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム・地方税電子申告システムの各職員ごとにログインIDを設定し、管理権限のない職員が特定個人情報にアクセス出来ないよう内部管理を行う。 ・国税連携システム・地方税電子申告システムの各職員に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・地方税法で税務職員にかせられた守秘義務について研修を行っている。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎1丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 総務部 総務課 法務担当
②請求方法	筑紫野市個人情報保護条例に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎1丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 市民生活部 税務課 市民税担当
②対応方法	窓口や電話などで問い合わせの受付を行い、対応記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年2月10日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-6-② 所属長の役職名	税務課長 野口 靖	税務課長	事後	
令和1年6月28日	(別紙2)項番15 事務実施所管課(移転先)	生活福祉課	保護課	事後	
令和1年6月28日	(別紙2)項番36の2 事務実施所管課(移転先)	安全安心課 生活福祉課	危機管理課 生活福祉課	事後	
令和1年6月28日	(別紙2)項番49 事務実施所管課(移転先)	健康推進課	子育て支援課	事後	
令和1年6月28日	Ⅲ-8 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ-1-① 請求先	筑紫野市二日市西1丁目1番1号	筑紫野市石崎一丁目1番1号	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ-2-① 連絡先	筑紫野市二日市西1丁目1番1号	筑紫野市石崎一丁目1番1号	事後	
令和2年3月19日	公表日	令和元年6月28日	令和2年3月19日	事後	
令和2年3月19日	Ⅱ-4-委託事項3-③委託先名	株式会社コーユービジネス	株式会社FCCテクノ	事前	
令和2年3月19日	別添1 特定個人情報ファイル記録項目	個人住民税情報ファイル5/5	個人住民税情報ファイル6/6	事後	
令和2年3月19日	V-1-① 実施日	平成27年9月30日	令和2年3月19日	事後	
令和4年2月10日	評価書名	筑紫野市 個人住民税に関する事務 重点項目評価書	個人住民税の賦課に関する事務 重点項目評価書	事後	
令和4年2月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	筑紫野市は、個人住民税事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	筑紫野市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和4年2月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言(特記事項)	右記の内容を追記	本評価書では以下の略称を使用しています。 「番号法」:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)	事後	

令和4年2月10日	I 1①事務の名称	個人住民税に関する事務	個人住民税の賦課に関する事務	事後	
令和4年2月10日	I 1②事務の内容	<p>筑紫野市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律のほか、個人住民税にかかる法令に基づき、特定個人情報を利用した以下の事務を取り扱う。</p> <p>(1) 住民税申告および確定申告の受付、相談 (2) 事業所から提出される給与支払報告書、年金保険者から提出される年金支払報告書等の課税資料の名寄せ作業 (3) 電子申告システムを通じて、国税当局および年金保険者並びに事業者から送付される課税資料の名寄せ作業 (4) 他自治体から回送されてくる課税資料の整理 (5) 住民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、その他法定調書等課税資料に基づく個人住民税の賦課決定 (6) 個人住民税の納税義務者の住民票情報等を確認し、納税通知書を送付 (7) 課税権の有無を判断し、課税権を有する自治体へ課税資料を回送 (8) 年金特別徴収対象者の年金特別徴収税額が変更になった際に、年金保険者に対し国税連携システムを通じてデータを送信 (9) 生活扶助受給者および障がい者にかかる情報を取得し、個人住民税の非課税もしくは減免を決定</p>	<p>筑紫野市は、番号法のほか、個人住民税にかかる法令に基づき、特定個人情報を利用した以下の事務を取り扱う。</p> <p>(1) 住民税申告および確定申告の受付、相談 (2) 事業所から提出される給与支払報告書、年金保険者から提出される年金支払報告書等の課税資料の名寄せ作業 (3) 電子申告システムを通じて、国税当局および年金保険者並びに事業者から送付される課税資料の名寄せ作業 (4) 他自治体から回送されてくる課税資料の整理 (5) 住民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、その他法定調書等課税資料に基づく個人住民税の賦課決定 (6) 個人住民税の納税義務者の住民票情報等を確認し、納税通知書を送付 (7) 課税権の有無を判断し、課税権を有する自治体へ課税資料を回送 (8) 年金特別徴収対象者の年金特別徴収税額が変更になった際に、年金保険者に対し国税連携システムを通じてデータを送信 (9) 生活扶助受給者および障がい者にかかる情報を取得し、個人住民税の非課税もしくは減免を決定</p>	事後	
令和4年2月10日	I 2①システム1 ①システムの名称	Acrocity個人住民税	個人住民税システム	事後	
令和4年2月10日	I 2①システム4 ①システムの名称	MICJET番号連携サーバ	番号連携サーバ	事後	
令和4年2月10日	I 2①システム5 ①システムの名称	右記の内容を追記	中間サーバ	事後	

令和4年2月10日	I 2①システム5 ②システムの機能	右記の内容を追記	<p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有期間内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p>	事後	
令和4年2月10日	I 2①システム5 ②システムの機能	右記の内容を追記	<p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 暗号化及び復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p>	事後	
令和4年2月10日	I 2①システム5 ③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等	事後	

令和4年2月10日	I 3. 特定個人情報ファイル名	(1)個人住民税情報ファイル	個人住民税情報ファイル	事後	
令和4年2月10日	I 4 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第1の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 	事後	
令和4年2月10日	I 5②法令上の根拠	<p>(別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」および「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (第27の項)</p>	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(別表第2の27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 	事後	

令和4年2月10日	I 5②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)」が含まれる項(第1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項)	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)」が含まれる項(別表第2の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4	事前	
令和4年2月10日	II 4 委託事項2 ③委託先名	株式会社 オーイーシー	株式会社 BCC	事後	
令和4年2月10日	II 4 委託事項3 ③委託先名	株式会社 FCCテクノ	株式会社 コーユービジネス	事後	
令和4年2月10日	II 5 提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号 別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	
令和4年2月10日	II 5 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号 別表第2	事後	
令和4年2月10日	II 5 提供先1 ②提供先における用途	番号法別表第2に定める各事務	番号法第19条第8号 別表第2に定める各事務	事後	
令和4年2月10日	II 5 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第10号	事後	

令和4年2月10日	II 5 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第10号	事後	
令和4年2月10日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	個人住民税情報ファイル6/6	個人住民税情報ファイル(8/8)	事後	
令和4年2月10日	III 1. 特定個人情報ファイル名	(1)個人住民税情報ファイル	個人住民税情報ファイル	事後	
令和4年2月10日	IV 1 ②請求方法	筑紫野市個人情報保護条例に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。 http://www.city.chikushino.fukuoka.jp/soumubu/soumuka/jouhoukoukaishitsh/joho-koujai.html	筑紫野市個人情報保護条例に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	事後	
令和4年2月10日	IV 2 ②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。	窓口や電話などで問い合わせの受付を行い、対応記録を残す。	事後	

(別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に定める事務

項番	提供先	用途
1	厚生労働大臣	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に定める事務

項番	提供先	用途
48	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
57	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
59	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
63	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
64	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
65	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
66	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
67	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
70	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
71	厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
74	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
84	厚生労働大臣	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
85の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
91	厚生労働大臣	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
92	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に定める事務

項番	提供先	用途
94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
97	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療育費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
102	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
103	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
106	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
107	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
108	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
113	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
114	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
115	平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号に規定する存続共済会	平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
116	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
121	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務

項番	事務実施所管課 (移転先)	事務内容
8	生活福祉課 保育児童課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	子育て支援課	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	健康推進課	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	生活福祉課	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	生活福祉課	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	保護課	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	収納課 国保年金課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	管財課	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	学校教育課	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	国保年金課	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	国保年金課	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	生活福祉課	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	管財課	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
36の2	危機管理課 生活福祉課	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書等の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	保育児童課	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	高齢者支援課	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
44	保育児童課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	保育児童課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	保育児童課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	生活福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務

項番	事務実施所管課 (移転先)	事務内容
49	子育て支援課	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	保育児童課	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
59	国保年金課	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
61の2	管財課	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
63	生活福祉課	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
68	高齢者支援課	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
76	健康推進課	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
84	生活福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
93の2	健康推進課	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
94	保育児童課 学校教育課	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
100	特定公的給付 支給事務担当課	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの